

氏名（本籍）	みやじ ひでかず 宮地 英和（広島県）
学位の種類	博士（芸術）
学位記番号	甲第 126 号
学位授与年月日	平成 29 年 3 月 23 日
学位授与の要件	広島市立大学大学院学則第 36 条第 2 項及び学位規程第 3 条第 2 項の規定による
学位論文題目	障がい者の創造活動支援を目的としたデザイン
論文審査委員	主 査 教 授 吉 田 幸 弘 副 査 教 授 関 村 誠 副 査 准教授 城 市 真理子

論文内容の要旨

障がい者の作品は、アール・ブリュット、アウトサイダー・アート等の解釈のもとでその芸術性や独自性について注目されてきた。また、近年では、障がい者の創作活動を芸術活動として捉え、その活動を支援する様々な取り組みが行われている。しかし、これまで余暇活動やセラピーの範疇であった障がい者の創作活動に関しては、創作物の二次利用やそれらを創作する環境の課題について考察する必要がある。

本論文では、障がい者の創作物や環境に関する歴史的な文脈について概観した。また、障がい者の創作活動支援の取り組みについて調査を行い、障がい者の創作活動支援を目的としたデザインを筆者自ら試みた。そして、その知見から、第 1 部では、「障がい者の創作活動支援を目的とした作品の二次利用によるデザイン」、第 2 部で「障がい者の創作活動支援を目的とした環境整備のためのデザイン」を主題として、障がい者の創作活動支援における意義と可能性について総合考察した。

第 1 部第 1 章では、障がい者の作品がいかんして芸術的な価値を認められてきたのか、その歴史的な文脈について概観した。プリンツフォルンなどの精神科医によって芸術性を見出されていた障がい者の作品は、デュビュッフェによって、それまでの西洋の文化的な枠組みや価値とは無縁で、衝動のままに制作する反文化的芸術「アール・ブリュット」と名付けられた。アール・ブリュットは、芸術の教育を受けていない精神障がい者の自発的な表現から生まれたものであったが、才能や思想ではなくその存在自体を重要視するものであった。その定義はカーディナルの「アウトサイダー・アート」に継承され、そのような芸術性を評価する活動が活発化した。第 2 章では、障がい者の作品をアートとして評価し、彼らの創作活動を支援する美術館や事業の取り組みについて紹介した。こうした取り組みは、創作活動支援の在り方の新たな可能性を示すものであった。第 3

章では、障がい者の作品の二次利用によるデザインによって就労支援する産学協同プロジェクトを紹介した。作品を二次利用した商用利用は、障がい者の就労に繋がる可能性があるが、作者の表現するという行為を尊重することが重要である。また、作品の二次利用においては、芸術や著作権に関する知識が求められるため、人材育成の支援が必要である。第4章では、筆者が試みた作品の二次利用によるデザインについて考察した。事例1では、筆者のコーディネートのもと、情報誌の表紙デザインに障がい者の作品が採用された。事例2では、障がいというフィルターを取り除く手法として、障がい者の作品をポスターにした企画展を開催した。事例3では、筆者のコーディネートのもと、障がい者がデザインコンテストに参加した。これらの取り組みでは、作品の二次利用によるデザインによって、その価値の再考を試みたが、創作活動の環境整備においても支援が必要であることが確認された。

第2部第1章では、障がい者の創作活動と環境を主題として、ノーマライゼーションとユニバーサルデザインの歴史について概観した。ミケルセンのノーマライゼーションとは、障がいを持った人々を健常者として接することではなく、障がいを社会の中で受容して、誰もが同じように生活出来る環境を提供することであった。そして、その理念を根幹としたメイスのユニバーサルデザインは、誰にとっても使いやすい生活環境を設計する概念であった。そして、その実践には、日常生活でモノやサービスの使用において不便を感じる障がい者と深く関わるのが重要である。第2章では、筆者が取材した障がい者の創作活動支援を目的とした環境整備の取り組みの事例について紹介した。「アトリエ・コーナス」はソーシャルインクルージョンを目指して地域の中で生活できる環境、「やまなみ工房」は表現する行為を尊重した自由に創作活動できる環境、「アトリエ・インカーブ」はアーティストとして創作活動するための環境を整備していた。第4章では、障がい者の創作活動の環境における障がいについて考察し、著者が試みた障がいに配慮したデザインについて考察した。事例1では、強化段ボールを使用したパーティション、事例2では、人とのコミュニケーションを目的とした机（意匠登録第1537239号）と椅子の製作を試みた。これらは検証結果から療育環境において実用性のあることが確認された。事例3では、作業所で創作活動を支援するワークショップを実施し、職員の創作環境に対する意識改革に繋がった。このような取り組みは、障がいの有無に関係なく多様な使い手を対象としたユニバーサルデザインの可能性を示すものであった。

結論では、これまでの知見をもとに障がい者の創作活動の支援の重要性と今後の課題について総合考察した。障がい者が自発的に創作活動を継続するには、まず身近な存在である人々が、彼らの表現の意味を障がいの有無に関係なく柔軟に理解し、自ら共感・共振させて環境を整備することが必要である。そして、その根幹には誰もが差別を意識することなくノーマルな生活を送ることができるノーマライゼーションの理念が求められる。

論文審査の結果の要旨

本論文は、障がい者の創造活動を支援するデザインの可能性について、申請者自身の実践を含めて総合的に考察したものである。第1部では、障がい者の創造活動と作品の芸術性について、歴史的にアール・ブリュットやアウトサイダー・アートについて概観し、また障がい者の創造活動支援への現代の取り組みとその問題点を具体的に調査して紹介している。これらの基礎的な考察と問題意識の確立の上で、障がい者の作品を二次利用（雑誌表紙、ポスター、年賀状）する申請者自身の意欲的な実践が報告され、その成果と課題とが具体的に論述展開されている。第2部では、障がい者の創造活動の環境整備のためのデザインについて、基礎概念として、ノーマライゼーションおよびユニバーサルデザインの定義を説明した上で、具体的な取り組みの意義を明らかにしつつ紹介し、環境整備のためのデザインの実践について報告し、その意味と今後の課題とを考察している。本論文では、基本的な概念確認と現在の問題点が意識され、具体的な実態を的確に踏まえて、申請者自身の実践を基礎づける考察が展開されており、障がい者の創造活動を支援するデザインのあるべき形態の可能性を探究しようとする強い熱意に支えられている。その結果、社会におけるアートの位置づけと意義を深く反省させるための一つの機会を与える論考ともなっている。以上のことから、本申請において論文合格とした。